

福祉サービス第三評価結果の公表様式〔保育所〕

①第三者評価機関名

株式会社 CoAct

②施設・事業所情報

名称：しあわせいっぱい保育園	種別：保育所
代表者氏名：寺田こと美	定員（利用人数）：19名
所在地：静岡県浜松市中央区常盤町143-27	エバーグリーンプレイス1階
TEL：053-523-9261	ホームページ：shiwase-hoiku.com
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 令和3年 4月 1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：株式会社ハンドシェイク	
職員数	常勤職員：5名 非常勤職員 7名
専門職員	保育士 9名 委託栄養士 1名
	調理員 1名 嘱託医 2名
	看護師 1名 子育て支援員 1名
施設・設備 の概要	（居室数）調理室1 トイレ1 （設備等）
	職員室1 1.2歳児フロア1 0歳児フロア1

③理念・基本方針

(1) 理念

- 1) 愛情に満ちた保育で「安心安全」を守る。（笑顔）
- 2) 自分らしい成長を受け入れ「自己肯定感」を育む。（心）
- 3) 「遊び、学び、気付く」保育の向上。（気付き）

(2) 基本方針

- 1) 「安心安全」な環境の整備と愛情の保育。（笑顔）
- 2) 「自分らしい成長発達」に向き合う保育。（心）
- 3) 遊びや生活経験の中で自ら「気付く」機会を大切にした保育。（気付き）

④施設・事業所の特徴的な取組

- 1) 園内整備、感染症対策として整理整頓、衛生管理に力を入れ、感染症対策に努めている。
- 2) 個人情報保護、園児置き去り、不審者、誤嚥等対策、ヒヤリハット等、安全対策に努めている。
- 3) 生活や遊びの積み重ねによる成長や課題に沿い、個別の発達に丁寧な保育に取り組んでいる。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2024年12月28日（契約日） ～ 2025年 3月 31日（評価結果確定日）
--------	---

受審回数(前回の受審時期)	1 回 (今回が初めて)
---------------	--------------

⑥総評

◇特に評価の高い点

・保育の質の向上に向けた取組について複数の職員が週日案にて振り返りを実施、記録をしており次週に反映させるなど PDCA を意識して進めている。組織的な評価の体制について週日案の内容を園長が確認し、都度、赤字で評価、コメントを実施。具体的な評価について毎年 10 月と 2 月にそれぞれの職員が評価したものを 3 月に園全体で自己評価として出している。評価項目としては保育理念、保育観、保育について、行事についてなど様々な項目が確認できた。その他、策定した園評価について強みと弱みを分けて職員会議の中で共有して検討している。第 3 者評価は初めての受審。今後については 5 年に 1 回程度を考えている。

・管理者のリーダーシップについて園長は職員の自己評価や園研修の記録に赤字でコメントするほか、年 1 回の園評価へも園長としてのコメントを記載するなど評価・分析に取り組み合っている。把握した課題についても率先して課題解決に取り組んでいる。質の向上について、小規模事業所ということもあり、委員会などはないが、行事や職員研修など園長が中心となり、また研修講師となるなど積極的に取り組んでいる。会議や研修にて職員の意見が出やすいよう用紙を配布し、意見を出してもらい集約、全体の把握や職員の意識、心構えにつながるよう工夫している。その他、園内研修の実施と園外研修の参加促しや終了した研修の資料を回覧するなど行っている。

・環境整備について、室内は、換気や採光も十分に明るい雰囲気では保育が行われている。室内衛生面はアルコール消毒や洗えるものは洗うなど対応により、清潔を保っている。ペーパー類やハンドソープ等は子どもが取り出しやすい工夫がされており、加えて 0 歳児は 1 度使用した玩具などは、当日は使わないなど配慮している。既製の椅子では使いにくい子用に職員が牛乳パックで手作りした椅子やクッションを使用。午睡は簡易ベッドを使用し SIDS 対策を行っている。大型遊具は収納式の物を使用し狭い空間を上手く活用している。トイレは、明るく清潔で、立って小便が出来る簡易トイレがある。便座の間の間仕切りは無く開放的な状態。子どもが利用しやすい設備を整えている。

・子どもが主体的に活動できる環境について、手指を使う遊びや表現遊び、友達と関わる遊びなど発達に合わせた様々な遊びがあり、必要に応じて職員が手づくりするなどすることで自主的、自発的な行動ができるように意識している。天候や子ども達の体調に配慮しながら散歩コースや公園等を選択できるお散歩マニュアルがあり、公園への散歩では、地図による各公園のルート表には危険箇所が具体的に記されている。散歩計画表の確認で週 5 日の散歩が確認できた。園外への散歩は季節を通じて行い、自然物等を見たり触れたりする経験が重ねられるよう保育が展開されている。また、園内にて季節の花を育て、生長の様子を間近で眺める環境が整備されている。様々な遊びや活動を用意し、「順番を待つ」「分け合う」「認め合う」「力加減を知る」等、物事には約束がある事を教え、表現活動が自由に体験できるよう配慮されている。

散歩中に地域の人と交流する機会があり、その他、地域の学校の生徒が保育所で一緒に七夕の飾りを作ったり、ハロウィン行事として地域の住民や企業等に挨拶に行くなど社会体験の機会なども記録により確認できた。

◇改善を求められる点

地域ニーズの把握等について、地域住民や町内会との接点があり、話の中で高齢化や健

康についてなど、地域の課題について聞く事は多い。また、運営委員会等で自治会や民生委員と話しているが、小規模園ということもあり、保育所のもつ機能を地域へ還元することが難しく、具体的な連携を通じての地域の福祉ニーズの把握はできていない。園長自身が個別の相談を受けることがあるが、保育所として相談事業などは実施されていない。個別の相談対応は実施しているが、計画や記録として確認できなかった。

・プライバシー保護について、小規模保育園ということで、園舎内での生活が多いため、プライバシーが守られるよう玄関入り口のロッカーが高く立ち上げられ、外部に面した部分には個人名を避け、個人マークで対応され、外部に個人名等の情報が漏れない工夫がされている。窓辺のロールカーテンは、状況や場面に応じて開閉し関係者以外の者が園内を容易に探れないよう職員での調節が行われているなど、園内での取組みはされているが、個人情報保護以外のプライバシーに関するマニュアルの確認できなかった。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

小規模園ならではの特徴もありながら、初めて受ける第三者評価はかなりの高さを感じました。実際組織は大規模園とは大きく違い、園長以下ほぼ全員が一律に現場の保育士という体制であるからです。しかし、今回「現場直結、現場優先」の組織はかえって強みでもあることにも気付くことができました。

特に保育理念には、開園から4年間大切にしている「目に見えるものと見えないもの」への思いが集約しており、園長を含めた全員がこれを念頭に園内研修を重ね、皆で同じ方向を向いて携わってきましたので、そこを保護者の方々や第三者の方々に評価していただけたことは何より、私達の喜びと自信となりました。

その他、狭さを克服する環境整備の工夫や子どもの育ちを促す保育環境の工夫、安全対策への工夫など、日頃私達が力を入れているところも見逃さず着目し、具体的に評価していただきました。これまで保育にこだわり、子ども達の発達に丁寧に向き合ってきたことは間違いではなかったと後押ししていただいたようでした。おかげ様で、明日の保育の励みとなりました。

また、今回受けなければ知り得なかった箇所や気付けなかった部分もいくつか具体的に見つけてくださいました。これにより考え方の視野も広がり、改善へのよい機会に恵まれました。今後のより良い園運営へと役立てていきたいと思います。

最後になりましたが、急遽、年度末の限られた期間の中を当園の向上のために携わってくださいました第三者の方々本当にお疲れ様でございました。誠にありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態

b 評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態

c 評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

保育所版共通評価基準ガイドライン

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-（１） 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ-1-（１）-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> 理念や基本方針は重要事項説明書やHPに記載されており、目指す方向や考え方を読み取ることができ、職員の行動期間として活用できる内容になっている。また、年1会に理念と方針について研修を実施しているとともに、毎月の研修でも理念に触れる機会を作っている。また保育園のしおりにて理念や心構えなど記載しており、年齢や特性を踏まえた方針を保護者へ説明している。周知状況の確認として、朝の回に保育士に理念を伝えるようにしており、毎月の研修でも確認している。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-（１） 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ-2-（１）-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント> 子どもの数・利用者像等、保育にニーズ等については人数の推移などを収集し運営委員会にて共有するなど実施している。また保育コストの分析としては小口現金の内容を整理したり、物価高騰による影響を軽減する為の補助金活用を進めているが、社会福祉事業全体の動向の把握などについては市のホームページの確認にとどまり分析までには至っていない。		
③	Ⅰ-2-（１）-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<コメント> 経営状況や改善すべき課題について、保育に関する部分について課題を把握し職員に周知するとともに改善に向けての具体的な取組は実施している。保育以外の部分については会社の本部が実施している。本部と事業所との課題の共有については保育内容等、一部にとどまっており、組織体制や職員体制、財務等の現状分析やそれに基づく課題についての確認ができ		

なかった。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	C
〈コメント〉 法人の方針として中・長期計画は作成していない。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	C
〈コメント〉 中長期計画は無いが、単年度の計画については、理念や方針が記載され、年間目標以外にも月齢、年齢ごとの目標も設定されており実行可能な内容となっている。また、行事予定に加えて、職員計画、健康、保育の項目、安全管理の項目なども記載されている。事業計画内には研修や訓練も実施回数が記載されており、乳幼児突然死症候群の対策としても時間ごとのチェックが記載されるなど評価が行える内容となっている。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<コメント> 事業計画について食育計画や行事計画については行事ごとの振り返りを実施している。不審者対応について訓練後の振り返りにて次年度の計画に反映させるなど職員の参画が確認できた。事業計画は毎年度評価し報告書を作成しており、見直しを実施しているが年度途中の実施状況の把握は不十分。職員への周知については3月に回覧するなど実施している。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
<コメント> 保育のしおりの中に事業計画の一部がわかりやすく記載され配布により周知されている。年1回の運営委員会（保護者代表、園長、自治会長が参加している、民生員）での事業報告で説明している。保護者への参加を促す行事（入園、卒園、園児引き渡し訓練）では連絡帳のアプリと共に、園内看板での提示や家庭でも掲示できるよう印刷物を配布されている。その際、保護者に直接手渡ししながら説明をするなど工夫がなされている。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<コメント> 保育の質の向上に向けた取組について複数の職員が週日案にて振り返りを実施、記録をしており次週に反映させるなどPDCAを意識して進めている。組織的な評価の体制について週日案の内容を園長が確認し、都度、赤字で評価、コメントを実施。具体的な評価について毎年10月と2月にそれぞれの職員が評価したものを3月に園全体で自己評価として出している。評価項目としては保育理念、保育観、保育について、行事についてなど様々な項目が確認できた。その他、策定した園評価について強みと弱みを分けて職員会議の中で共有して検討している。第3者評価は初めての受審。今後については5年に1回程度を考えている。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<コメント> 評価結果は園評価として分析しており、課題については職員会議や回覧により共有。評価から明確になった課題について、例えば不審者訓練の課題が把握され次年度に改善され実施されるなど職員参画と改善策を検討する仕組みが確認できた。また改善については次年度の計画に組み込んでいる。改善策や実施状況の把握は実施しているが、評価や改善計画の見直しまでは出来ていない。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント> 園長が作成した「保育理念の紹介」という冊子と業務分担にて、自らの方針や責任、取組みを明確にしている。また、その資料を保護者へも配布することで周知している。職員に対しても業務分担表を作成し周知している。権限委任について災害時の指揮命令系統が設定され、不在時の対応も記載されている。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント> 法令遵守について入社時に誓約書の署名しており、それに従い法令遵守のもと事業運営を進めている。また、取引業者等とのやり取りについては複数の見積もりを取るなど手順に沿って適正な関係を維持している。その他、園長は管理者研修に参加して基本的な法律のみならず ICT や SDGs に関する分野も学んでいる。SDGs の観点では園内で食材廃棄が無いように取組み、育児休業についても職員に活用を促すなど幅広い分野を把握して取り組んでいる。職員への周知についても誓約書や人権擁護や虐待のチェックリストなど活用している。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 園長は職員の自己評価や園研修の記録に赤字でコメントするほか、年1回の園評価へも園長としてのコメントを記載するなど評価・分析に取り組みしている。把握した課題についても率先して課題解決に取り組んでいる。質の向上について、小規模事業所ということもあり、委員会などは無いが、行事や職員研修など園長が中心となり、また研修講師となるなど積極的に取り組んでいる。会議や研修にて職員の意見が出やすいよう用紙を配布し、意見を出してもらい集約、全体の把握や職員の意識、心構えにつながるよう工夫している。その他、園内研修の実施と園外研修の参加促しや終了した研修の資料を回覧するなど行っている。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> 毎月施設状況報告書で人事や労務の把握を行っている。財務（処遇改善についてや給付金、物価高騰給付金など）については子ども数や収入についても把握しており本社と相談しながら事業を進めている。有給についても希望を取って、有給もとってもらうようにしている。また急なお休みにも対応できるようにしている。一番使うものは高い位置に配置して取りやすくして腰痛防止になるようにするなど働きやすい環境整備など取り組んでいる。意識形成について休憩は1時間とるようにお互い声掛けしてもらうようにしているなどしているが、組織として、経営の改善や業務の実効性を高める為の体制については確認が出来なかった。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
〈コメント〉 施設状況報告書にて最低人数と余剰人数と経験年数など記載され把握されている。一方、育成の方針についての記載については確認できなかった。0～2歳児の保育と行事担当について混合保育の内容が記載され、配置等の考え方が記載されていることに加えて、事業計画にも記載されている。小規模園として短期の離職が多い、高齢者も多いこともあり、中長期的なキャリアパスは作成していないが、キャリア研修やキャリアアップ取得状況について把握して進めている。子育て支援員の研修も積極的に活用し、保育士の資格取得についても希望者に協力している。採用活動について短大専門学校等の訪問やハローワーク、民間募集会社に依頼し定期的に枠組などを見直している。保育お仕事フェアへの参加など力を入れている。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
〈コメント〉 理念と方針にて保育士像のイメージを記載しているが「期待する職員像」としては読み取りにくい。人員基準について賃金規定など規定があり、事務所の棚に入れてあり、職員がいつでも確認できるようになっている。また、職員には定期的に面接を実施し意向を確認。本人が希望する業務ができるように可能な範囲で配慮をしている。人事考課については法人作成との点で今のところ未定。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b
〈コメント〉 ワーク・ライフ・バランスの配慮について、随時、有給取得状況を把握するシートを活用。また、30分～1時間の保育から離れるノンコンタクトの時間を設定し、その時間で作業ができるようにし、持ち帰りの仕事を減らしている。書類や行事の軽減などにも取り組んでいる。また、育児休業についても進めており現在1人の職員が活用中。職員の心身の健康や安全の確保について職員健康チェック表や検温などを毎日確認しているほか、インフルエンザ予防接種の補助を出すなど取組をしている。また、週に1回の個別面談を実施している。小規模園ということで相談室を設置はできないが、都度相談に乗っている。職員が相談しやすいように事務所でお菓子やコーヒーを職員に提供するなど話しやすい雰囲気を出している。福利厚生について現在は実施していない。個別面談により把握した課題について改善に取り組んでいるが、計画等に反映はしていない。職員の就業状況や意向の把握にもとづく労務管理について責任体制は確認できなかった。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b

＜コメント＞ 理念と方針に保育士像が記載されており、自己評価に目標が記載され目標管理がされている。園長と一対一のコミュニケーションにより職員一人一人の個別の目標設定があり、定期的に自己評価を行っており、園長と中間面接を実施し進捗の確認を行っている。また、期末にも面接を実施して達成度の確認を行っている。一方で職員の目標には目標水準や期限などの記載は確認できなかったが、今後人事考課の仕組みを法人が導入するかは未定。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
＜コメント＞ 目指す保育士像が理念や方針に記載されている。事業計画内に研修計画が記載され、計画に基づき教育・研修が行われている。研修計画やカリキュラムについて年1回、評価と見直しを実施している。一方で、基本方針や計画の中に、職員に必要とされる専門技術や専門資格は明示されていなかった。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
＜コメント＞ 個別の職員の状況について状況報告書とキャリアアップ取得状況を記録として残しており、それにより職員の知識や取得している資格など把握している。職員に対しての個別的なOJTについて、初任者は実施しているが、初任者以外は実施していない。階層別研修や職種別研修など、可能な範囲で研修を企画し実施している。加えて外部研修については、情報提供を実施しており、研修の参加しやすいように人員配置にも配慮している。保育士や調理員などいろいろな職員が参加できるよう計画を立て、オンラインの視聴は子どもの保育人数に合わせて研修し現場に支障がないように工夫をしている。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
＜コメント＞ 実習生、ボランティア、体験学習等の受入れマニュアルがあり、その中にボランティアや学生の受入れの意義や心得、配慮としての基本姿勢が明文化されている。マニュアルには具体的な手順も記載されている。一方で専門職種の特性に配慮したプログラムはなく、指導者に関する研修も受けていない。地域の学校とは行事や事業の一環での連携はあり、その部分の協力は実施している。ただし、実習としての受入れは無いことなどから、実際の学校側との連携は確認できなかった。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
＜コメント＞ 法人の理念や基本方針など記載されたパンフレット等を飲食店、スーパー、英語塾、市役所、		

子育て支援センターなどに配布、地域の歯医者や町内会など様々な所へ年1回程度挨拶に行くなどすることで、法人の理念や基本方針、活動を地域に対して明示している。 一方でホームページに理念や保育の内容について記載されているが、事業計画、事業報告、予算、決算などは記載されていなかった。また、保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況や苦情については公表が確認できなかった。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
＜コメント＞ 保育所内に経理規定がありルール等が決められており周知されている。また職務分掌にて出納責任者、発注担当者、食材購入など担当が具体的に記載され権限・責任について職員等に周知されている。経理について共有のフォルダがあり、随時情報を共有し適宜会計士が確認する体勢があるが、内部監査については特に実施していない。会社として契約している会計士からは定期的にチェックや評価、アドバイスを貰える体制があるが現時点で指摘事項など殆どない。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
＜コメント＞ 年間行事予定の中に地域との活動についての基本的な考え方が記載されている。保育所の入口に地域の様々な情報を掲示し保護者へお知らせしている。また、対象となる子どもに対して心理相談や、発達医療センターなど個別の情報提供も実施している。年間行事に地域活動が計画されており、町内のイベントに職員が引率して参加するなどしている。また毎年ハロウィンの時期に町内会や学校、イベントホール、ラジオ局などに訪問して挨拶するなど地域交流の機会を継続している。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
＜コメント＞ ボランティアに関する受け入れの姿勢や学校教育等への協力についてはマニュアルに記載されている。学校教育への協力については近隣の学校の事業や行事の協力など確認できた。ボランティア受入の準備についても記載されているがボランティア受入の実績はない。ボランティアに対しての研修や支援について用意はあるが実施されていない。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
＜コメント＞ 地域の社会資源について複数の相談窓口の情報をファイリングして共有している。それぞれの団体を利用する子どもが出た場合にはその情報も職員に共有している。その他、発達支援センターや包括支援センターの情報もあり個別に提供している。関係団体等との定期的な連		

絡会は出来ていないが、仲のいい小規模保育園の園長とは時々集まり情報交換している。虐待の疑いがある児童について、社会福祉課へ報告相談し対応しているケースもあり、その内容も記録について確認できた。社会福祉課以外も心のクリニックに相談するなど関係機関との連携も確認できた。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	C
＜コメント＞ 地域住民や町内会との接点はある、話の中で高齢化や健康についてなど、地域の課題について聞く事は多い。また、運営委員会等で自治会や民生委員と話しているが、小規模園ということもあり、保育所のもつ機能を地域へ還元することが難しく、具体的な連携を通じての地域の福祉ニーズの把握はできていない。園長自身が個別の相談を受けることがあるが、保育所として相談事業などは実施されていない。個別の相談対応は実施しているが、計画や記録として確認できなかった。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	C
＜コメント＞ 公益的な事業や活動は実施していないが、近隣の学校の行事への協力（バザーの物集めたり、夏祭りの看板作りをしたり）難民の人への服を送る取組についてチラシを掲示して協力を募っているなど実施している。小規模園ということで出来る範囲で行っていることもあるが、把握した地域の具体的ニーズ等に基づく公益的な事業や活動としては不十分。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<コメント> 事業計画内の理念、方針に人権擁護についても記載があり、研修等で周知している。また、「子どもを尊重する保育のために」という資料を規定として使用している。スタンダードサービス（保育の標準マニュアル）において、子どもを尊重する対応が反映されている。加えて、人権擁護のためのチェックリストや自己評価を行い、定期的に把握と評価を実施している。子どもがお互いを尊重する心を育てる為の取組として、自分の想いや気持ちを表出できるような促しや関わり、他者の存在や気持ちに気づかせる仲介等、繰り返し子どもに知らせる取り組みがなされていることを記録にて確認できた。外国籍の方が多くいるため、日本の慣習になじめない部分をそれぞれの保護者に伝えるなど理解を促すようにしているが、人権や性差等への方針を示すことについては確認できなかった。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	C
<コメント> 園舎内での生活が多いため、プライバシーが守られるよう玄関入り口のロッカーが高く立ち上げられ、外部に面した部分には個人名を避け、個人マークで対応され、外部に個人名等の情報が漏れない工夫がされている。窓辺のロールカーテンは、状況や場面に応じて開閉し関係者以外の者が園内を容易に探れないよう職員での調節が行われているなど、園内での取組みはされているが、プライバシーに関するマニュアルが確認できなかった。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<コメント> 理念や基本方針、保育の内容が分かる資料は園舎前や市役所、飲食店などに等中心にパンフレット等が置かれている。保育所を紹介する資料として、パンフレットには理念や一日の流れ、年間行事、地図などを載せている。加えて保育理念を使って説明されているが、図や絵の使用などが部分的で誰でもわかりやすいという点では不十分。保育希望者に対して電話の問い合わせなども個別に丁寧に説明している、状況を確認し病気や求める事なども詳しく聞いて、対応できることについて伝えている。園の見学は月平均3～4件受け入れており、一組ずつ受け入れて丁寧に対応している。利用規希望者に配布するパンフレットやしおりは定期的に見直しをしている。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
<コメント>		

重要事項説明書により説明と同意を行っているが、それ以外も閉園時間の確認や食物アレルギーについても意向を確認し配慮している。通園時間、離乳や食事の意向も個別に希望を聞いている。保育のしおりは施設概要や、保育料、理念、年齢ごとの1日の様子など表を使い、わかりやすい内容になっている。保護者への説明については、実際に使用するタオルや名前をどこに記入するかなど実際の物をつかって説明している。特に言語が伝わりづらい外国人の場合、翻訳機能等を用いたり、別日に理解度を確認したりして漏れのないよう十分な配慮がなされているが、柔軟に対応できるようにルール化はされていない。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	C
＜コメント＞ 保育所の退所にあたっては、退所届けと教育・保育給付認定申請取り下げ書を使っている。加えて、移動する保育園へ引継ぎの資料を渡しているが手順としては確認ができなかった。退所後の相談対応については、退所後も手紙や電話相談等を受けており、卒園時にも今後相談窓口として連絡しても良いと口頭で伝えているが、書面等に記載して配布などはされていない。対応は実施しているが、手順や書面での確認ができなかったため、C評価とした。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
＜コメント＞ 保育の中で子どものしぐさや表情、言葉等から満足度を把握するように日誌に記載している。保護者に対して満足度調査は特に実施していないが、日々のやり取りの中で個別に話を聴き、必要に応じて面談を実施している。保護者会の代わりに運営委員会を立ち上げ、保護者の代表等と意見交換を行い満足度を確認しており、内容は職員に周知している。小規模園ということもあり、利用者満足に関する調査や検討会義などの設置が難しいが、実務は園長自身が実施しており、改善についても園長を中心に進めている。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
＜コメント＞ 苦情受付担当者や苦情解決責任者が設定され、保育のしおりの中に相談の受付や内容についても記載されている。また、玄関に置いている開示資料の中にもフローチャートを掲載している。第3者委員も設置され、重要事項説明書にて周知されていると共に、玄関にも掲示されている。意見箱はメモと一緒に玄関に配置され、保護者が苦情を出しやすいようにしている。苦情を受けた場合には記録し残し、結果については対象者に個別で伝え、玄関に置いている開示資料にも記載され保護者へフィードバックされている。一方で苦情内容や解決結果については事業所外への公表は確認されなかった。		

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<コメント> 保護者が相談する際、複数の方法や相手を選べるなどを説明した文書として重要事項説明書に記載がある。直接の相談を受ける体制以外に、アプリでも相談を受ける体制があることが確認できた。小規模事業所ということで、相談専用の部屋は確保できないが、相談を受ける際は事務所に面談中という札を貼り、他の職員等が入らないように可能な範囲で環境に配慮している。		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<コメント> 送迎時の対応は一家庭ずつとし対話時間は保護者に合わせて時間を十分にとると共に意見箱が設置され保護者の意見や想いが出しやすいよう配慮されている。一度の相談では解決しないことについては追加の個別面談にて対応するなど工夫しているその他、アプリでも相談が把握できるようにしている。一方で相談や意見を受けた際のマニュアルは確認できなかった。把握した相談や意見についてすぐに対応できない場合は、後日個別相談を実施するなど対応している。保護者の意見等は向上の機会と捉えているため、職員会議などで話し合い資質向上に役立てている。環境に慣れることが難しいという意見があり、家族の意向や本人の状況を確認しながら、手作り玩具を作って対応するなど改善の事例なども複数確認できた。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<コメント> リスクマネジメントについて責任者が明確化されていない。リスクマネジメント必要な部分については定期的に資料等を回覧するなどしている。事故防止や事故対応マニュアルがあり緊急時の責任者が記載され、手順も整理されている 読み合わせを実施し、期限を切って読んでもらう。新人職員に対しても進めている。ヒヤリハットの文章確認。発生日、時間、状況、対応、原因、要因、今後の対策など記載している。担当者と園長が整理している。回覧による周知を実施している。ニュースの事例と対応を共有するなどの回覧による周知の取組がなされている。毎年重大事故防止の研修を受けている。マニュアルにある施設安全点検表を実施している。事故防止委員会を月1回以上開きヒヤリハットや事故防止についての内容を検討し見直す対策が具体的に行われている。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<コメント> 感染症対応マニュアルを作成されており、職員への周知として読み合わせをしているとともに、実際に感染症が発生した場合には、マニュアルを出し確認する。毎年、見直しを実施しており、更新していることが確認できた。衛生管理研修を3か月に1度、定期的に行い衛生管理や感染症について資料を回覧するなどして周知できるようにしている。研修については嘔吐物カードを使って、工夫された研修を実施している。感染症が発生した場合の対応につ		

いて、発熱者は事務所に移動（隔離）しマスクを着用、保護者へ連絡して引き取りにきてもらうなど対応している。また、情報提供についてアプリを使い感染症の発生状況等も関係保護者に伝えている。例えばアデノウィルス感染の場合の対応について周知していることなど実際のアプリにより確認ができた。一方で、医薬品管理者に関する担当は決めているが感染対策については明確にされていない。（発熱など感染を疑う者が出た場合の対応の仕組み？）		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<コメント> 災害時の対応体制について、防災対策、対応マニュアル（非常災害対策計画）にて記載されている。立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策については確認できなかった。子ども、保護者、職員の安否確認方法は決めているが規定等、書類への記載は確認できなかった。備蓄リストは整備され園長が管理している。また、消防計画に基づいて消防署と連携して通報訓練を行っている。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
<コメント> 標準的な実施方法について定められるいる「スタンダードサービス」において、食事、排泄、着脱について文書化されている。それ以外に、「乳児の対応」について別で整理されている。それらに、子どもの尊重についての記載はあるが、プライバシーの保護は部分的な記載にとどまっている。職員に周知徹底するための方策として、研修を毎月実施しており、職員には誓約保証書の提出が義務付けられている。人権についても配慮した声掛けについても研修を実施している。標準的な保育が実施されているかの確認については、日々の保育の中で、園長が確認し気になる部分があれば朝礼で指摘するなどしている。0歳児の職員は互いに助け合い、子どもの発達に則した環境を再構成しながら個の発達に丁寧な保育を実施。1.2歳児の職員は、複数で一週間ごとに立場を交代し、環境設定や保育の内容に変化を持たせながら保育を実施するなど、年齢に応じて工夫されている。また、外国籍の子どもに対して、お祈りの時間があり、配慮して対応している。また手を使って食事を使う週間がある子に対して食事方法を確認して、柔軟に対応している。食事の時間に皆に合わせて座れない子に一時的に絵本を読んで調整をするなどして対応している。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
<コメント> 標準的な保育の実施として定められている「スタンダードサービス」については定期的な検証、見直しは確認できなかったが、年間指導計画については検証、見直しの時期が決まっており見直しも実施されている。また職員や保護者の意見は指導計画に反映されている。標準的な実施方法についての仕組みは不十分と判断。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		

42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
<コメント> 指導計画作成は園長が責任者となり職員の参画の元、作成されているが、手順としては整理されていない。また、必要な子どもに対しては発達支援センターの職員が児童発達支援事業所での様子を共有するなどしている複数の関係者がアセスメントを実施している。その他も、複数の保育士で子どもの状況を考える機会を作っている。指導計画への保護者等のニーズ等の明示や振り返りや評価については部分的となっている。支援困難ケースについては発達支援センター等と協力するなど取り組んでいる。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	c
<コメント> 指導計画は期ごとに実施状況や振り返りなど記録している。保護者の意見については運営委員会で意見を確認して反映させるなど、指導計画の見直しや検討、周知は実施されているが、指導計画の作成や、保護者の意向把握と同意を得ることも含めての全体の手順については確認ができなかった。指導計画については変更がある場合は手書きで修正し対応している。評価について年間指導計画は毎年度評価しており、次の指導計画に活かしている。指導計画の評価、見直しについては確認できたが、手順について定められていないためc評価とした。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<コメント> 子どもの発達状況や生活状況については児童票に記載されて把握されている。また、個別指導計画の実施状況は記録されている。記録の書き方については職員で差異が生じないように「書き方」について資料があり指導している。情報の流れについては、連絡帳や保護者連絡カードがあり必要な情報は記載され職員に共有される仕組みが確認できた。加えて、職員会議が月1回、朝礼は毎日実施しその他、園務日誌にて情報共有がされている。またアプリにより保護者連絡を実施しており、保護者との情報共有の仕組みも確認できた。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<コメント> 個人情報保護規定があり、各書類の保存期間も明確にされて運用されている。また、職員は入職時に誓約書を取り交わすことで、ファイルの持出やデータの取り扱い、事務室にある情報の取り扱いなど、個人情報保護について明確なルールにより運用されている。USBフラッシュメモリーについても鍵付きの金庫に保管されていることが確認できた。保護者について個人情報保護の方針と内容を説明し同意書を取り交わしている。一方で記録確認責任者としては明確にされておらず、教育や研修は部分的になっている。		

保育所版内容評価基準ガイドライン

評価対象 A－1 保育内容

		第三者評価結果
A－1－(1) 全体的な計画の編成		
A①	A－1－(1)－① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	b
<コメント> 全体的な計画は年間計画と共に園長が作成し、子どもの権利を守れるよう児童憲章や条約、児童福祉法や保育所の理念に基づき保育方針を明文化している。年間計画の見直しは各職員が季節ごとに手修正で評価・修正している。全体的な計画は評価・修正した年間計画をもとに評価され次年度の計画に反映されているとの事だが、職員が参画した議事録等の記録が確認できなかった。		
A－1－(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A－1－(2)－① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<コメント> 室内は、換気や採光も十分で明るい雰囲気での保育が行われている。室内衛生面はアルコール消毒や洗えるものは洗うなど対応により、清潔を保っている。ペーパー類やハンドソープ等は子どもが取り出しやすい工夫がされており、加えて0歳児は1度使用した玩具などは、当日は使わないなど配慮している。既製の椅子では使いにくい子用に職員が牛乳パックで手作りした椅子やクッションを使用。午睡は簡易ベッドを使用しSIDS対策を行っている。大型遊具は収納式の物を使用し狭い空間を上手く活用している。トイレは、明るく清潔で、立って小便が出来る簡易トイレがある。便座の間の間仕切りは無く開放的な状態。子どもが利用しやすい設備を整えている。		
A③	A－1－(2)－② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<コメント> 0歳児は同じ職員が対応し2名の担当制にしている。子ども達が表情豊かに意思表示できる様な言葉がけ、分かりやすい言葉を選び、落ち着いた生活となるよう（例えば食事中の「頑張る」等の言葉はNGなど）個々の状況に応じた言葉を選び、必要以上に遊びに入らず笑顔や穏やかに見守る姿勢・様子が伺え、年間指導計画についても記載が確認された。また、個別支援計画にて、月ごとに養護と教育の目標を設定し内容を記載している。個別に内容が違ってあり手書きで記載。評価についても毎月実施している。子どもの内面の状況を確認して、職員と子ども双方がけじめをつける事（例えば、散歩の前後で手を洗う事など）子らは決められた事を守る。その代わり子どもの要求にもできる範囲で受け止める。「なんでも保育会議」を適宜開催し朝の申し送り時の些細なことも会議の場を設け記録として残している。なんでも保育会議は必要に応じて連日の時もあるが1週間おきの時もあり開催時期は必要時実施。		

A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
＜コメント＞ 小さな成功体験が積めるよう自信を持たせるようにしている。見逃さず・見極める。危険と予測したものは子の要求に対しても向き合い対応している。子どもが納得できない場合は先生が根気よく向き合う等生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられる配慮がある。朝、遊び歌から始まり手遊び、食べる、排泄の時間、絵本の読み聞かせ、昼食等、一日の流れを決める事により、大人を頼らずに意識して動けるようにしている。先回りの援助をしたり必要以上に関わらず、時間を与えたり、見守ったりして子どもの主体性を大切にしている。家庭の状況に合わせ変則的に活動と休息を行い、基本的な生活習慣をなぜ必要かその場で簡単な言葉で分かりやすく、絵本や人形、職員の寸劇などを用いて働きかけている。また、前述の目標として個別支援計画に養護と教育の目標を設定し内容を記載している。		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
＜コメント＞ 手指を使う遊びや表現遊び、友達と関わる遊びなど発達に合わせた様々な遊びがあり、必要に応じて職員が手づくりするなどすることで自主的、自発的な行動ができるように意識している。天候や子ども達の体調に配慮しながら散歩コースや公園等を選択できるお散歩マニュアルがあり、公園への散歩では、地図による各公園のルート表には危険個所が具体的に記されている。散歩計画表の確認で週5日の散歩が確認できた。園外への散歩は季節を通じて行い、自然物等を見たり触れたりする経験が重ねられるよう保育が展開されている。また、園内にて季節の花を育て、生長の様子を間近で眺める環境が整備されている。様々な遊びや活動を用意し、「順番を待つ」「分け合う」「認め合う」「力加減を知る」等、物事には約束がある事を教え、表現活動が自由に体験できるよう配慮されている。 散歩中に地域の人と交流する機会があり、その他、地域の学校の生徒が保育所で一緒に七夕の飾りを作ったり、ハロウィン行事として地域の住民や企業等に挨拶にいくなど社会体験の機会なども記録により確認できた。		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
＜コメント＞ 0歳の安全と安心が守られるよう生活スペースを固定し、1.2歳児との境を設けている。遊びは、その発達や空き状況により1.2歳のスペースを間借りして、ハイハイなどの運動や探索行動等が十分にできるよう収納式の大型玩具など工夫されている。子供との関りでは、正しい発音でゆっくりと優しい声で語り掛け、子どもが集中している時は言葉をかけず見守る。人見知り、甘え、不安など、抱っこやスキンシップを通して十分に受け止め安心できる様配慮し、保護者とは生活や遊びに関して日々の対話や連絡アプリにより連携をとり子どもの様子を双方で毎日共有されている。		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a

＜コメント＞

1.2歳児混合保育である点と、午後のおやつ後は0歳児も含めた合同保育である点から異年齢との関りは図られている。発達に応じた遊びをいくつか用意して、子どもが自らで選んで遊びに関われるよう工夫している。子ども達が遊びを楽しめているか等を省察しながら環境の整備がされている。大人との関りは、保育士を仲立ちとして地域の方との交流もあり、来園者にも職員が明るい挨拶をしていることで、人見知りなく挨拶しようとする姿が見られる。自分の気持ちを表現できる様、必要な援助として時には待つ事や上手く言葉にできない園児に対してさりげない言葉がけや絵にした案内を掲示するなど、気持ちが安定し満たされる様関わっている。週日案に子の姿を考察されていることが確認できた。その他、行事計画などPDCAサイクルで改善を図っている。

A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
----	--	--

＜コメント＞

0～2歳児を受け入れており3歳以上は受け入れていない。

A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
----	---	---

＜コメント＞

施設内は段差があり、トイレも狭く障害がある子どもの受入れとしては環境的には不十分と判断。療育施設との連携で施設計画書の内容をもとに支援内容や目標を設定している。あいまいな言葉がけは気を付け端的に伝える事や、「どうしたの」という言葉は使わないようにしたり、動作説明を細かく行うなど子どもに合わせて対応している。また、浜松市発達支援センター（ルピロ）の保健士さんとの連携で1歳半過ぎた時点で再度気にかかる子どもは園から連絡相談し連携を図っている。職員研修では、保育等のキャリアアップ障害児保育の外部研修を実施、家庭及び関係機関との連携について学んでいる。障害のある保護者へは必要としている情報や療育を考えるきっかけとなる情報を玄関にも掲示して園全体で支援している。

A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
----	--	---

＜コメント＞

子どもの状況に応じられるよう一日のカリキュラムはゆとりある計画を立て、保育士が気持ちを受け止め声かけに配慮しながら、好きな遊びをしている事を確認。絨毯やひざ掛け等を用いて家庭的な雰囲気を作ったり、保育士が気持ちを受け止めたりしながら、好きな遊びが存分にできる時間や空間を提供している。子の個人差に配慮し1.2歳児混合保育を行い、午後のおやつ後は0歳児も共同で過ごし異年齢保育を日常的に行っている。子どもの生活リズムに配慮した内容としては、眠れない子供には本を読むなど個別に対応し、0歳児は午前や夕方にも午睡時間を設ける場合もある。食事では活発な活動から絵本や手遊びに変更し落ち着いた後に食事を行うなど配慮。午後のおやつは帰宅時間や家庭の状況に合わせ変則的に提供。保護者連絡票では、電話連絡の際に欠席・体温・体調を確認、特記事項や遅くなる理由などを記入し他保育士と共有し、保護者との連携ではアプリで睡眠時間・排便状況・食事状

況、朝・晩のご飯のメニュー内容なども共有している。長時間保育は行っていない。たまに一人になる場合があるが、関わりを持ち寂しさを緩和している。		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	
<コメント> 0～2歳児を対象としているため、就学に向けての小学校との連携は実施していない。		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
<コメント> 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき行われているとの事だが、判断は園長に都度確認するとの事。健康管理に関する記録が一部にとどまっている。保健計画は作成されており、健康診断に対応した記録、保護者への案内や結果のお知らせなど確認できた。保健計画の目標に対して評価修正を赤ペン等の手修正を行っているも、評価表自体は確認できなかった。健康にかかわる必要な情報は児童表や日々の保護者からの情報を保護者連絡票に記載、保育日誌で共有をしている。SIDSの市からの啓発パンフレットの配布や園内研修実施。事例検討会（資料確認）が実施されている。		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<コメント> 健康診断、歯科検診について診断結果は医療機関と連携を図り、その都度個人の児童票に記載し職員に周知されている。過去も含めて再検診などは無かった。検診時の医師の診断の記録は保管しており確認できた。保健計画に保護者に結果の報告をする事を組み入れ、健診結果用紙確認を使い、検診で受診の必要のある場合のお知らせとフィードバック記録が確認できた。子ども達には検診をなぜ行うか、どんな手順で診てもらうか等人形を使って知らせるなど保育の中で活かしている。		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
<コメント> アレルギーに関しては、面談を実施、保育施設に於ける疾患生活管理指導票を作成、病院受診にて医師から指示を受け、アレルギー対応表に記載。除去食や食器の色を変える等、安全に食事提供している。また、定期的に診断、アレルギー解除の場合は解除届を提出している。職員には研修を実施し啓発している。保護者へは都度話をし、症状などある場合速やかに連絡している。アレルギー症状など緊急時の対応マニュアルがあり。緊急時対応フローチャートもマニュアル内に組み込まれ緊急時の手順が分かるようになっている。アレルギーに関しての取り組みしっかりと実施しているが、慢性疾患についての対応はこれから取り組む予定。		
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント> 野菜栽培が年間計画に記載されており、野菜の栽培を保育の計画に位置づけている。栽培で		

は先生と一緒に種を入れたり、野菜の収穫を行い子どもたちの目の前で取れたての食材を調理するなど、育つ過程を学び育てた野菜を食べる事により食への興味関心を持ち食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。子ども達の発達に合わせ椅子の種類を選び、必要な子には手づくりの椅子や座りやすいよう足置き・背もたれクッションを用いて食事がしやすいように配慮している。また、食器は軽量で塩素系消毒に対応できる食器を使用。器の形状も子どもの発達に合わせて壁面の角度がすくいやすい形状のものと、大人と同じ形状のものとで使い分けている。食事の様子を家庭と互いに把握することで、保護者自身が子どもの食に関心を持っていただけるよう意識し取り組んでいる。

A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
----	---	---

〈コメント〉
 0歳は咀嚼状態や食事形態等により発達に応じた離乳食への移行やミルク以外の味やスプーンの感触や興味を持たせる等、詳細に計画され実施されている。1・2歳については個別に食器形状や食事形態、姿勢やスプーンの持ち方等も計画に記載され、発育に合わせて味付けや形状を変えるなどの工夫や、個々に苦手な食材があれば細かくし、咀嚼状態により肉などの繊維が残らないような切り方、喉に詰まらないように工夫した調理がされている。給食日誌には献立とともに、残食や検食、温度、湿度、使用水の管理に関する記録がなされている。日常的に、調理員が子ども達の食事の様子を見て回り、声をかけたり、個々の食べ具合や食材の大きさ等を確認したりして様子が把握されている。また、園だよりには毎月の季節を感じる事ができる食のイベントが記載され、季節感のある献立が確認できた。衛生管理体制について、点検表を使い毎日点検を実施している。

評価対象 A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
＜コメント＞ 保育参観は行っていないとの事だが、保護者面談があり来園の際に様子を見ている。家庭ではあまり食が進まないけれど保育園ではどのように食べているのか等、保護者が参考にしている。また、ハロウィンなどの行事にも保護者が参加できるように案内を実施しているが参加については限られている。参加できない方にも写真や状況をお知らせすることで成長を共有している。保育参観やそれに代わる機会は部分的。面談では着脱・食事内容・スプーンの使い方等の気づきを得たとの記録がある。普段の姿に加え、製作物や行事での具体的な子どもの姿をその過程と共に成長が共有できるよう毎日アプリで情報の共有が行われている。特に園からは、一人一人の遊びや活動での様子（写真等）を毎日発信し、子どもの生活が充実していけるよう働きかけられている。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
＜コメント＞ 園からは、一人一人の遊びや活動での様子をアプリで毎日発信し、子どもの生活が充実していけるよう働きかけられている。保護者の個々の事情は面談シートを活用し就労等、相談援助に取り組んでいるほか、意見箱も設置されている。相談内容には面談記録として家庭での悩み事に対応した記録があり、他保育士と共有している。保育士には適切に対応できるよう保護者支援研修の受講を行っている。家庭での保護者からの相談もいつでも受けるようにしているが、体制については書面での確認ができなかった。保育所の特性を生かした保護者への支援については、街中に立地していることで様々な子育てイベント等があり、それらの情報をできるだけ多く、早く提供できるように取り組んでいる。		
A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
＜コメント＞ 疑いのある子どもの兆候を見逃さない為の具体的な事は「子どもを守るアセスメントシート」を活用している。また、通報までの流れが規定され、何かあった場合は関係機関にて電話で行っている。所定の記録用紙があり適宜使っている。虐待・権利侵害の兆候を見逃さないように注意し、不自然な傷等は保護者に必ず確認している。虐待の疑いのある子どもを行政と連携して対応した事例が確認できた。虐待発見からの連絡方法の記述はあり、個別に行政への相談をして対応している。虐待防止のための委員会や研修は実施している。外部研修参加も子育て支援研修や保護者支援研修で学んでいる事を研修資料で確認。また職員への周知も研修確認回覧記録がある。		

評価対象 A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント> 指導案では毎週。個別指導計画では毎月。行事ではその都度、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返りがされている。（ねらいや環境設定、保育士の配慮と援助、子の姿と考察の評価欄があり、自己評価を定期的に行っている）また、職員同士で互いの保育を学び合う機会が、自己反省や保育の改善となり、組織としての専門性が向上している。保育全体の自己評価と自己評価表確認（個々の保育士 年2回）があり保育に携わるものとしての項目欄がある。その中で、「保育に対する思いや意識・目標」「中間反省」「今年度の反省」「来年度の意向」など項目があり、それらを活用し目標の進捗と反省、来年度への反映などがなされ、PDCA サイクルが確認できた。		